

ネットワーク・ニュース NO.65

2024年3月9日発行

発行 心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク

連絡先 板橋区板橋 2-44-10-203 ヴァンクール板橋 北部労法センター気付

Fax : 03-3961-0212

郵便振替口座 00120-6-561043 加入者名 予防拘禁法を許すな！ネットワーク

March. 2024

目次

報告 12・3 医療観察法を廃止しよう！全国集会	1 P
医療観察法情報	3 P
ネットワーク・厚労省交渉	4 P
滝山病院差別・虐待事件の取り組み	6 P
通常国会は治安立法ラッシュ	8 P
事務局より／イベント情報	12 P

報告 12・3 医療観察法を廃止しよう！全国集会

長谷川幸枝（国立武蔵・考える会）

場所は中野区産業振興センター。メインの講演は岡田靖雄さん（精神科医）「のこすことば-これまで、そしてこれから」。最初に「年寄りの冷や水と思われるかもしれないが」と、発言する機会を与えてくれたことへの謝意の言葉から。1956年から精神科医として働き、以降の取り組んできた国との闘いについて報告。1964年ライシヤワ大使死傷事件を契機とした精神衛生法改悪反対、1966年からの刑法改悪・保安処分反対（精神科医として最初に反対した3人の1人）、その当時は保安処分とは刑法学者でも法務省系施設でやるもの程度の理解しかなく刑事法関係者へのアンケートでも精神病患者への保安処分に賛成45、反対5、中毒者に対しても賛成46、反対5の程度。日本精神神経学会がようやく保安処分反対の決議をあげたのは1971年。日本精神神経学会総会で1977年に精神保健指定医制度反対決議をあげたが、実際は精神保健指定医は減らないという精神科

医の在り方を批判。岡田さんは保安処分反対なら措置入院制度も考慮すべき、同意入院は強制入院であり「医療及び保護のため」の「保護」は削るべきとも主張。いまの制度で可能なのは総合病院精神科（一応精神科病床 30%以下の病院）の診療報酬上げで、単科精神病院は廃止すべき。日本弁護士連合会が 20 年に「日弁連人権擁護大会決議」を採択し「精神保健に関する法制度の改正等」にむけた「2035 年には目標を達成」との道筋を明らかにしたが、どうして精神科医側に相談しないのかと、疑問を呈する発言も。最後に、統合失調症患者の攻撃性を強調する危険な論文（2023 年『臨床精神医学』）に注意を喚起、「医療観察法ができてしまえば廃止が容易でないことは初めから分かっていたが、運動は先細りする、それでも細々とでも続けていく必要がある」とこれまでの主張を強調した。質疑応答では、入院、薬の被害を訴える方が多かったが、岡田さんは「入院が絶対駄目とは言えないが、入院を減らし、障害をもったなりにどう生きていくのが基本、単科精神病院は廃止すべき」と再度強調。

特別報告を 3 人から。医療観察法を終えて 5、6 年たった元対象者からはオンラインで。入院は例えば醤油など 1 リットルをこえるボトルなどは持ち込み禁止で社会とかけ離れた世界で、診断が 2 つ増え、うつになり何ヶ月して良くなっても普通の入院なら退院できるができず、地域に戻ると「あなたのやったことは皆知ってるよ」と犯罪者扱いで仕事をする環境ではなく、本音でしゃべれず、危ないことをしないと証明するような生活で、内省プログラムで自分が犯罪者という刷り込みを強いられ死にたいと思われ、実際終わった人の何人かが自殺しているとの報告。医療観察法の目的とされる「社会復帰のため」は名目でしかないことを実証している報告だった。

「北海道大学病院医療観察法病棟視察報告」を、日弁連刑事法制委員会副委員長鐘ヶ江聖一弁護士から。この病棟は「精神障害者が犯罪をおこしかねないような差別と偏見を助長、司法精神医学の担い手の育成、実験的医療の危惧、開棟から 1 年 2 か月で退院者 1 名」等々の批判。今後の大学病院医療観察法病棟設置の可能性は「空地さえあれば可能性あり（住民反対運動が起きにくい、日弁連からも反対表明はなかった）」。

精神科病院の医療に関する損害賠償事件の勝利判決について自ら担当した佐々木信夫弁護士から。医療保護入院中に患者が急性肺血栓塞栓症で死亡した事故について患者の両親が起こし一審で敗訴。控訴審では名古屋高裁金沢支部が、患者の身体拘束が精神保健指定医に認められたその必要性の判断を逸脱して違法とした判決。嬉しい報告だった。

連帯発言 2 団体。滝山病院の闘いの報告を障害者の生きる権利を奪い返す会・大田（仮称）と同愛会虐待問題の闘いの報告を三多摩合同労組ゆにおん同愛会分会から。会場 58 名、z o o m62 名と 120 名参加。z o o m開始の 21 年 12 月集会から 100 名越えが続く。

岡田さんの添付資料には 2023 年の日精協（日本精神科病院協会）山崎学会長の日本精神科医学会学術大会講演「精神科医療の将来展望」記録がある。医療観察法が施行 17 年たっても一度も改正されていないのは「ゆゆしき問題」とし、医療観察法見直しの提案をしている（「治療可能性」の言葉を削除するのか、対象疾患が現行の 6 疾患だけで対応できるのか、人格障害や大量無差別殺人を犯すような人たちを対象にしなくていいのか、入院施設を重症、中等症、軽症の施設わけをして、重症は法務省管轄で現行どおりの形、中等症と軽症の患者は日精協の会員病院でも対応できる仕組みに変えていきたい）。保安処分強化にむけた法改悪提案だ。なお、戦争・治安・改憲 NO！総行動主催の

2023/11/16 霞ヶ関各省庁一周デモの一環として厚労省に申入を行い、それに対する12/12 交渉で厚労省は「医療観察法の改正はない、いまは診療報酬改定の時期」と言っていたが、はたして今年はどうか、予断は許されない。

医療観察法情報 . . . 被害者への情報提供拡大

医療観察制度 情報提供の運用 来月から一部見直しへ 法務省
2023年12月24日 4時13分

精神障害を理由に不起訴や無罪になった加害者が入院などを経て社会復帰を目指す医療観察制度について、法務省は来月から、加害者の状況などを被害者側に伝える情報提供の運用を一部見直す。被害者側が求めていた支援の充実が一步前進した形。

これまで加害者の処遇に関する情報は、被害者側から申し出があれば「入院中」や「退院した」など、その時点の状況のみを伝える運用がされていました。

このため法務省は全国の保護観察所などに通達を出し、来月から運用を一部見直すことにしました。具体的には、被害者から一度申し出があれば、定期的に情報を提供し、退院や、制度に基づく治療が終わる時など、処遇に変化があった際にも情報を提供するとしています。一方、法務省は「加害者の情報をより詳しく提供してほしいという要望も受けているが、本人の同意なく提供する現状の枠組みでは難しい」としています。

加害者が精神障害で不起訴の場合 情報提供の充実を求め要望
2023年11月20日 14時54分

被害者側が事件や加害者に関する情報を十分知ることができないなどとして、遺族などでつくる団体が情報提供の充実を求め、20日に、法務省に要望書を提出。要望書を提出したのは、殺人事件などの遺族や被害者などでつくる団体「医療観察法と被害者の会」です。プライバシーなどの観点から、被害者に対する情報提供が十分ではないとして、要望書では「通常の刑事事件の被害者と格差が生じている」と訴えています。

例えば、通常の刑事事件では、

▽裁判への被害者参加や

▽被害者の心情を加害者に伝達するなどの制度が整備されたのに対し、医療観察法の対象事件では認められていないとしています。

そのうえで、

▽不起訴の場合は、精神鑑定の書面に基づき十分な説明をすることや

▽審判に被害者や弁護士の傍聴を認め、意見を述べる機会をつくること

▽治療が終了するまで、加害者の回復状況を定期的に情報提供することなどを求めています。

要望した団体の濱口文歌弁護士は「医療観察法の対象事件の被害者は、情報も得られず、意見も聞いてもらえずに取り残されている。制度の改善が必要だ」と話していました。要望について法務省は「関係機関と連携しつつ検討する」とコメントしています。

<参考一刑法の心情伝達制度>

*犯罪被害者 心情伝達制度 2023年12月より

被害者や遺族が抱える悲しみや苦しみを、事件を起こした加害者に伝えるという新たな制度

「被害者担当官」を務める矯正施設の職員が被害者や遺族と加害者のあいだに立つ役割

- ① 制度の利用を希望する被害者や遺族から「被害者担当官」が話を聞き取る。
- ② 「被害者担当官」は聞き取った内容をまとめ、事件を起こした加害者本人に直接、伝える。
- ③ 加害者の反応を被害者や遺族に書面でフィードバックする。

(※加害者への伝達やフィードバックの有無は被害者や遺族の希望に応じて行われる)

原則どのような犯罪の被害も対象で、複数回利用可能

加害者が被害者の置かれた状況を理解することで心から反省すること、また被害の回復へつなげるねらい

これまでも加害者が仮釈放され、保護観察を受けるいわば「最終盤」の段階で、被害者や遺族が気持ちを伝える制度はあった、矯正施設に入っている段階から被害者や遺族の思いが伝えられるようになる

ネットワーク・厚労省交渉

山中雅子（刑法全都実）

昨年11月26日、各省庁をめぐって一周する霞が関デモ（ネットワークが参加する戦争・治安・改憲NO！総行動の主催）の当日に、参加団体として厚労省に申し入れ書を渡した。

その回答を受けることと関連交渉を、ネットワークとして、12月12日午後1時間ほど行った。ネットワークからの参加者は5人。

厚労省側は、医療観察法と精神保健福祉法に関して障害保健福祉部精神・障害保健課、そのほかのことに関して障害保健福祉部障害福祉課、年金局年金課、職業安定局障害者雇用対策課、社会・援護局生活困窮者自立支援室。項目が終わると退出、次の担当が入る入れ替え制。

まずは年金、雇用、住宅等。年金額について生活するために足りるはずのない額であることを追及したが、高齢基礎年金の満額であることの説明のみで、年金財政全体の中で考えるとのことだった。雇用については、求職相談や企業側の理解促進を行っているとのこと。障害者雇用は特に精神障害は伸びているが、軽い人だけなのではないか、例えば障害1級で雇用されている人の数はと聞いたが、その統計は手元にないと返答。住宅については居住支援法人ができ、社会援護局で、厚生労働・国土交通なども一緒に、住宅と福祉が一体となった住まい支援を進めているとのこと。介助に関しては、重度訪

問支援の対象に入れたとのこと。退院、特に長期入院者が退院する際には地域生活の支えが必要なので、これらの支援についての充実を求めたいと思つての項目。

次に医療観察法関係。新規施設は京都府で建設中、その後の予定はないとのこと。入院期間や治療プログラム、外出や外部通信等の処遇などの改善要求に関しては、それらは対象者ごとに決めるので、との返答。医療観察法の法自体の改正等は予定にないとのこと。

最後に精神保健福祉法。障害者権利条約勧告を受けて医療保護入院などの強制入院をどうするかについては、検討に着手していきたいと考えているとのこと。長期入院者に関しては改正で医療保護入院を6か月以内としているのでそれによつてと考えているとのこと。滝山病院等患者虐待については各自治体で対処となっているようだ。法改正としては4月より虐待の通報制度ができるとのこと。身体拘束や隔離室に関しては行動制限の最小化を考えているとのこと。精神保健福祉法の廃止に関してはご意見として承ると。厚労省に対して、精神科病院関連団体やそのほかの団体から説明を聞きたいとか意見を言いたいとかはよくあり、現場実態も分かるので応じているとのことだった。



滝山病院差別・虐待事件の取り組み

安藤裕子（障害者の生きる権利を奪い返す会・大田（仮称））

◇大田区議会への陳情

11月22日都議会内集会の取り組みと併行して、大田区議会への陳情書提出に取り組みました。陳情の趣旨は以下。【一部抜粋】

陳 情 書	
大田区議会議長殿	2023年11月17日
	陳情者 鈴木 敬治 (障害者の生きる権利を奪い返す会・大田(仮称)) 大田区大森西 1-12-12-304、03-3763-7653
滝山病院事件で明らかになった精神科病院の実態と大田区福祉行政の在り方に関する陳情	
陳情の趣旨	
1 2023年2月にNHKの報道等で明らかになった「滝山病院における患者暴行・虐待事件」に関連して、大田区を住所地とする滝山病院入院患者に対する大田区としての実態把握と11月現時点までの対応、および今後の取り組みについて示してください。	
2 滝山病院を氷山の一角とした現状の精神科病院をめぐる諸課題の解決と同時に、精神障害者をはじめとして、望む方が皆地域で安心して暮らせる「地域移行」の推進計画を具体的に促進してください。	
3 とりわけ滝山病院の件については、東京都と連携して、生活保護受給者のみならず大田区に住所地を置くすべての患者に対する退院・転院支援を速やかに取り組んでください。	
理由	

陳情書提出後区議会全会派回りをして、陳情の趣旨説明と資料を提供しながら「前向きな取り組み」を訴えました。この時点では「(会派として)都議会でも取り組んでいるので、連携して取り組みます。」、中には(たまたまか)副幹事長が出てきて好意的な対応をするなど、概ね対応は良かったのですが、、

陳情書は「健康福祉委員会」に付託、「大田の会」は12月1日・4日の委員会審議を傍聴しました。1日に陳情書の実質審議、4日には採択が行われましたが、結果は共産党が唯一「採択」、除く会派(自民・公明・維新・つばさ・立憲・れいわ)が「不採択」。理由は「願意を満たしている」でした。なんと、区側が具体的な進捗状況も示さずに「進めている」趣旨の答弁をしたことをうけて、「陳情の趣旨=願意が満たされている」、裁判でいうところの「訴えの利益なし」という事のように感じました。

◇陳情をうけた大田区への再交渉要求

大田の会では、陳情(委員会不採択)と区側答弁(「実施中」という原質)をうけて、12月4日早速区に交渉を申し入れ、前回交渉以降の取り組みと東京都と協力した支援体制の現状について、詳しい回答を求めました。

前回の窓口担当である係長と何回かやり取りするも、「なかなか交渉の設定がまとまらず、、、」との事、12月も後半となり「では、担当課長と直接やり取りするので連絡先を知らせてくれるよう」伝えたところ、年末ぎりぎり仕事納めの28日に福祉部福祉管理課黄木課長から電話がありました。「基本的には、(交渉の)場の設定というのはしないことになっている。文書回答でお願いしたい。」との趣旨。いろいろやり取りしましたが埒が明かず、改めて文書で早急な交渉の申し入れ書を送付しました。

これに対し、区側はとりあえず文書で回答書を郵送してきましたが、全く回答になっておらず、改めて交渉を求める再申し入れ書を送付し、区の回答待ちです。

11月22日都議会内集会の中でも、具体的な退院・転院支援を一刻も早く実現していく方向性について提起がされ、確認がされています。なかなか目に見えて明らかな形で進めることが出来ず臍を噛む思いですが、昨年9月9日には「滝山病院事件を地域で考える学習会」がブシケ大田の方達を軸に地域で開催され、お隣の神奈川でも集会の開催や具体的な退院・転院支援を含めた取り組みが進んでいます。大田区の中では勿論のこと、他地域の仲間たちの実践や直接患者さんの支援を担ってくれる「滝山病院にアクセスする会」等と結ぶ回路を作りながら、一刻も早い退院・転院支援の実現と地域での環境作りを進めていけたらと思います。

通常国会は治安立法ラッシュ！

戦争・治安・改憲 NO!総行動 石橋新一

1. 通常国会上程予定の悪法

政治資金疑獄で紛糾する今通常国会に上程される戦争・治安法を列举してみる。その多くが関連法も含めた一括法案で国会審議は実質的に不可能になる。これ自体が議院内閣制から大統領的首相制への国家改造攻撃である。

- ①防衛省設置法改悪(自衛隊統合作戦司令部創設、広島・九州から琉球弧に自衛隊を運ぶ海上輸送軍の新編、日独 ACSA 協定など)
- ②重要経済安保情報の保護・活用法(セキュリティクリアランス [SC] 創設法)
経済安保法改悪(重要インフラ 14 分野に港湾を追加)、食料安保法(流通・価格規制)

- 日本学術会議法改悪（政府が会員を選ぶ際に第三者が関与）、国立大学格付け法
- ③地方自治法改悪（「想定外の事態」に国が自治体に指示権、改憲・緊急事態条項と関連。辺野古古代執行一沖縄への更なる犠牲転嫁、地方自治破壊⇒中央集権化。自治体業務のデジタル化推進。デジタル庁の医療機関や自治体・警察との連携を一気に拡大・強化）
- ④プロバイダー責任制限法改悪（ネット上の誹謗中傷は迅速削除、削除基準の公表義務）
- ⑤刑事手続 IT 化法（告訴・告発、令状・勾留質問、公判・証拠 IT 化、罰則付き電磁的記録提供命令新設、被疑者・被告の防御権剥奪を加速—近代裁判破壊）
- ⑥入管法改悪（在留カードと個人番号カード一体化、育成就労の在留資格創設、永住許可要件明確化など 2 法案）
- ⑦性犯罪歴照会（日本版 DBS）制度創設法（採用時に教員・保育士ら前歴照会義務付け）「再犯防止推進計画」が建前で掲げる「包摂」の内実が、差別・排除であることを露呈
- ⑧民法改悪（離婚後共同親権制度新設、両親のハンコなしでは進学も引越しもできない）そのほか道路交通法（自転車そうこう中の携帯電話禁止）など悪法ゴロゴロ。
次に通常国家上程法案で精神障害者に関わる悪法を少し批判する。

2. セキュリティクリアランス [SC] 創設法（重要経済安保情報の保護・活用法）批判 —国が秘密のベールに覆われ、民衆の秘密は丸裸にされる

SC 創設法は国家・市民社会全体を秘密のベールで包み、一方で労働者民衆・諸個人のプライバシー・生活・生命情報を収集・規制する一元的制度を創りだす。射程からして、経済安保版秘密法ではなく特定秘密保護法全面改悪だ。秘密法は稀代の悪法だが、公務員中心に秘密漏洩行為を処罰する前提であり、特別な資格・施設を想定していない。職業選択の自由、労働法の平等原則に違反しないか！ また秘密保護法は既に守秘義務がある公務員中心だが（22 年約 13 万人）、民間人も対象になると何十万人（米国は約 600 万人）に激増しないか？ 本人だけでなく家族や同居人も身辺調査し、友人関係・活動歴・信用情報・精神疾患などの情報を「公安」が取得・保管するのは極度のプライバシー侵害ではないか？ 更に秘密保護法は各省庁が指定・調査するが、SC 創設法は首相—内閣府（内閣情報調査室や国家安全保障局が担当？）が直轄調査・一元管理する組織を創る。社会全体への打撃度は秘密保護法どころではない。ここには国家観転換—国を守る人、守らない人の分断・排除が潜んでいる。

3. 刑事手続 IT 化法—2.15 法制審議会答申を糾弾する！

法制審議会（情報通信技術関係）部会が昨年 12 月初めから突如として暴走をはじめ、2 月 15 日の法制審議会総会で答申を決定した。1 ヶ月に 3 回も部会を開き「試案」「要綱案」をろくな審議もせず承認し、重罰化するなど、経過だけ見ても異常である。法制審の自殺行為だ！

刑事手続IT化法は、日本弁護士連合会ですら「専ら捜査機関の便宜のための制度を羅列し、プライバシーの権利を始めとする憲法上の権利を保護する仕組みを欠く内容」と断罪している。「便利になる」のは警察・検察・裁判所だけであり、失われるのは被疑者・被告人の人権だ。

加えて同法は「電磁的記録を提供させる強制処分」を創設する。電磁的記録提供命令とは、裁判所が例えば被告人のクラウドデータの日記全てを提供しろと命じる新たな制度である。従来の有体物を前提にした差押えとは異なる。たとえば、裁判所が貴方の日記を保管しているクラウド業者に命令を出せば、事件内容を知らない業者は丸ごと提出するだろう。しかも提出したことすら当事者である貴方には知らされない。裁判所だけでなく警察も命令できる。警察は、別件で使うことに備えてデータを保有し続ける可能性もある。村木事件や袴田事件で警察の証拠偽造が暴かれた刑事司法腐敗のなかで、よくもこんな制度を提案できるものだ！ 盗聴法拡大や妨害行為処罰など多くの罰則も付け加えられた。

昨年4月21日に法制審部会は期日外で、障害者関連弁護士などからの意見聴取をおこなった。しかし答申には言及すらない。心神耗弱状態で留置施設に閉じ込められた被疑者に、ITで取調べ・勾留質問などを出来るのか？ パソコンを貸与しないでどう証拠にアクセスできるのか？

総じていえば、刑事手続IT化法は近代的刑事手続の破壊であり、憲法違反だ！ 刑事手続IT化は適正手続、裁判を受ける権利、防御権、公開裁判などの憲法に保障された権利を徹底して形骸化する。近代刑法の直接主義・口頭主義・公開主義を破壊する。全ての戦争・治安法に共に反対しよう。



第 13 回戦争と治安管理に反対するシンポジウム

〈国のかたち〉を勝手に変えるな！

腐敗しきった自民党政権の戦争国家への突進を阻止しよう！

□3月24日(日)13時～19時 南部労政会館(大崎駅下車3分)

資料代 500円

□分科会 (13時～15時)

・第1分科会 サイバー・ハイブリッド戦争は超危険！

提起：小倉利丸さん (JCA-NET) × 池田五律さん (戦争をしない！させない！
練馬アクション)

・第2分科会 近代司法を破壊する刑事IT化を阻止しよう！

提起：遠藤憲一さん (弁護士) × 山本志都さん (弁護士)

□全体会 (15時30分～18時)

戦争国家構築を許すな！ 憲法・近代刑法を破壊するな！

・セキュリティクリアランス法は危ない！

対論：青木理さん (評論家) × 足立昌勝さん (関東学院大名誉教授)

・関生大弾圧に反撃を！ 西山直洋さん (関西生コン支部)

□主催：戦争と治安管理に反対するシンポジウム実行委員会

呼びかけ：足立昌勝、石橋新一 (090-6122-7700)

東京都港区新橋 2-8-16 石田ビル 5階 救援連絡センター気付

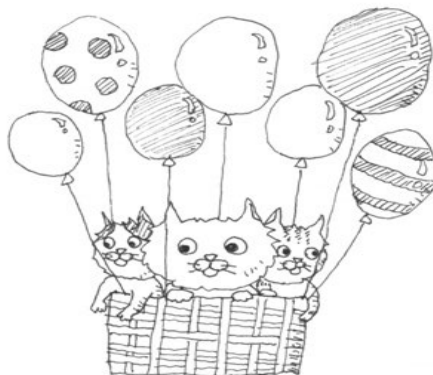
☆事務局より

◎ニュース発行は印刷代のほかに郵送代がかさみます。生活が厳しい方もたくさんいらっしゃると思いますが、可能な方で支援してくださる方は、表紙の郵便口座に振り込みをお願いします。ネットワーク会費は年間一口500円です。カンパもよろしくおねがいします。

◎メンバー高齢化の中、発送作業の人手が足りないでいます。メールアドレスをお持ちの方は、ネットワークニュースのメールでの配信にご協力をお願いします。メール配信に切換えて戴ける方、郵送を止めてもよい方は、nyajira@yf7.so-net.ne.jp 配信担当 宛ご連絡ください。

◎住所変更がありニュースを引き続き購読の方、ニュース不要の方は、ファックス・郵送でご連絡ください。

○ネットワーク定例会議は東京都内で開いています。参加ご希望の方は郵送でお問い合わせください。



発行日：2024年3月9日

発行者：心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク